

緊急事態措置期間の再延長に伴う来島者の皆さまへのお願い

(令和3年8月31日改正)

国による緊急事態措置期間が令和3年5月23日(日)～9月12日(日)まで再延長することが決定されました。本村においても、8月に入り陽性者の確認が急激に増え、座間味診療所では、電話診療のみにするなど診療制限せざるを得ない状況となりました。それを受け座間味村では、沖縄県対処方針に準じて以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

来島者の皆さまへは、大変ご不便をおかけいたしますが、緊急事態措置の段階から早期に脱することができるようご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○期間中の船舶の運航について

- ・9月12日(日)まで、クイーンざまみ3は予約人数を100名、フェリーざまみ3は予約人数を120名とし運航いたします。
- ・ケラマ航路(座間味村 → 阿波連港)は9月12日(日)まで運休いたします。

○公共施設の使用について

- ・村内の公共施設は利用禁止といたします。
- ・キャンプ場及びコテージは、新規の予約受付を中止いたします。

なお、現在予約済の方は、利用人数は50名まで、コテージの利用人数は1棟6名以内といたします。ご利用の際は、感染症対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

- ・ビーチをご利用の際は、熱中症に注意しながら感染症対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

○村内の飲食店利用について

- ・夜8時までの時短営業となっております。
- ・酒類の提供はランチでの提供も含め、停止しています。

○飲食に関する要請について

- ・村内外において、休業、時短に応じていない店舗への利用を絶対にやめてください。
- ・本島と本村を結ぶ定期船及び村内航路みつしまの船内での飲食は、必要最小限に控えてください。
- ・路上や公園等での飲酒、屋内及び屋外での飲酒は控えてください。
- ・バーベキュー等の飲食につながるイベント等は中止・延期をお願いいたします。

○本村への来訪について

・不要不急の本村への移動、往来は自粛をお願いいたします。来訪する場合は、本村入域前(3日前程度から直前まで)にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を確実に受けていただくとともに、2週間前からの十分な健康観察と感染防止対策を徹底したうえでお越しくくださいますようお願いいたします。また、体調不良の場合は回復してからお越しくくださいますようお願いいたします。

◆感染防止対策の徹底について

本村は、脆弱な医療体制で入院病棟もないため村内で感染が拡大した場合、医療崩壊が起きてしまいます。自分や大切な人、村民の生命と健康を守るため、特にマスクにつきましては、公共交通の利用時、村内移動中、村内商店や事業所等を利用される際にも着用の徹底をして頂き、これまで以上に基本の感染症対策の徹底を切にお願いいたします。

令和3年8月31日 座間味村長 宮里 哲